

山剣連第219号  
令和3年1月29日

各地区剣道連盟会長 様  
剣道関係団体 様

(一財)山口県剣道連盟  
会長 茨木 貴  
[公印省略]

### 県内大会、稽古に関する方針について

平素から、当連盟の事業に対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

会員の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策に対し、ご理解ご協力を賜り心より感謝を申し上げます。

さて、剣道に係る新型コロナウイルス感染事案が発生したところであり、当分の間は、下記方針によるので各地区剣連の会員に徹底をお願いいたします。

#### 記

#### 1 大会等を開催する場合

各地区で剣道大会等の行事を開催する場合は、事前に県剣道連盟事務局に相談し、感染防止対策を講じること。

なお、2月開催予定の行事があれば、中止又は延期をお願いいたします。

#### 2 大会・稽古会・講習会の開催・参加

##### (1) 稽古にあたっての留意事項

剣道稽古会の開催・参加に当たっては、本県剣連が定めた「稽古再開にあたっての留意事項」の内容を遵守すること。(別添1)を参照

##### (2) 出稽古・交流稽古の抑制

県内外を問わず地区を超えた交流・出稽古は当面禁止とする。

各地区での稽古は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、開催・中止の判断をお願いいたします。

##### (3) 基礎疾患、高齢者の参加の検討

基礎疾患のある者や高齢者の参加は、個人毎に慎重に判断すること。

##### (4) 参加見合わせ事項に該当する者の参加見合わせ

「参加者チェック表」(別添2)に記載のある「参加見合わせ事項」に該当する者は、可能性がある場合を含めて参加しないこと。

なお、提出する参加者チェック表については、チェックが形骸化しないよう記載事項をよく確認して記載すること。

(5) 体温測定

団体で稽古を行う場合は、開催責任者において、到着時に非接触式体温測定器等を使用し、体温測定を実施し発熱等が認められる場合は参加させないこと。

(6) マスク、面マスク、飛沫防止シールドの着用

① 剣道の場合

ア 面マスク、飛沫防止シールドの着用

大会・稽古会に参加する場合は、面マスク、マウスシールドを着用すること。

アイシールドについては、基礎疾患がある者及び高齢者は着用すべきで、その他の者は、着用することを推奨する。

イ 剣道の面マスクは、口・鼻を覆うものを着用

大会及び稽古は、原則、「口・鼻を覆うもの」を着用とするが、稽古の場合は、鼻を出すことを可とする。なお、稽古に参加する場合は、他の参加者への感染防止、自らの感染防止のため極力鼻まで覆う面マスクを着用していただくようお願いいたします。

ウ 面マスクを外した場合

面マスクを外している場合は、不織マスク等のマスクを必ず着用すること。

② 居合道・杖道の場合

面マスク又は不織マスク等を必ず着用すること。

③ その他

水分補給時にはマスクを外すが、その際には会話はしないこと。

(7) 換気の徹底

窓の開放、定期的に窓を開放するなど密閉状態にならないようにすること。

(8) 消毒液の配置及び持参

剣道等の行事を開催する場合は、手指を消毒する消毒液を配置すること。また、参加者は、個人用の消毒液を持参すること。

(9) 手洗い等の実施

稽古の休憩中および終了後は、努めて手洗い、うがいを行うこと。

(10) 車両による会場への移動

同乗者がある場合は、マスクを着用し会話は控えること。

また、密にならない方法で同乗すること。

(11) 感染が判明した場合の対応

主催者及び県剣連に速やかに報告すること。

(12) その他

剣道具、タオル等の共用の禁止

更衣室においては、密閉空間となる可能性が高いため、3蜜の防止とマスクの着用を確実にすること。

### 3 配意事項

- (1) 面マスク、シールドを着装しての稽古となるため、適宜な休憩、水分補給等特段の配意をすること。

また、健康を害することのないよう通常の稽古時間より時間を短縮するなどの配意をすること。

なお、面マスク、シールドを着用しての参加となることから、大会・稽古の主催者・責任者は、安全管理に特段の配意をすること。

- (2) 「3密」を回避

大会・稽古等に当たっては、3密防止を図る工夫をすること。

特に、開始前、休憩中、終了後に密集しての会話をしないよう、また、させないようにすること。※主催者において注意喚起の必要がある。

- (3) 飲食等の自粛

行事開催に当たって、会食等は避けるようにすること。昼食をとる必要がある場合は、密集状態にならないようにすること。

- (4) 保護者の承諾

少年が稽古に参加する場合は、必ず保護者の承諾を得ておくこと。

別添 1

稽古再開にあたっての留意事項

山口県剣道連盟

事前準備	1 飛散防止器具の着用	稽古実施	1 練習・運動前
	(1) 飛沫防止シールド(武道具店で取扱っているもの)		(1) 事前に体調確認を行い、微熱がある場合などは参加しない、させない。 ※稽古参加者以外は、稽古場所への立ち入り禁止に配慮
	(2) 面マスク (面着用時に装着)		(2) 手指洗い、うがいの励行 稽古前に消毒液、石鹸等で手指洗い・うがいを実施する。
	(3) マスク		(3) 道場内の除菌と風通しの徹底 窓、扉が開放可能なら必ず開放する。
	2 消毒、除菌に関するもの		(4) 竹刀を含め剣道用具の点検と除菌を行う。 注)竹刀の先端(先革)は相手ののど元に付けたり、近い距離となることから先革の除菌をする。
	(1) 手指用消毒液の備え付け 注)石鹸、アルコール・ウェットティッシュ等も可		(5) 稽古前の整列「礼」、面の着装は、前後・左右に十分な間隔をとること。※稽古終了時も同じ。
	(2) 面金用除菌液の持参 注)フェイスガード、アイガードの消毒も兼用可		2 稽古・練習中
	(3) 空中除菌用液の準備 個人専用タオル数枚(当日未使用の手ぬぐいも可)		(1) 指導者
	(4) ビニール袋を持参(使用の手ぬぐいやタオル等を収納。)		① 密集を避けた人数と密接を避けた隊形(千鳥、ジグザグ)・グループ編成により、3密を解消する対策をとる。 瞬間動作を除き、相手と対峙時は、約2mの間隔に配慮
	(5) 市販・手作りマスクなど持参・着用(稽古前、稽古後に使用)		② 私語の禁止及び発声は、気剣体一致の「気」は発声に表さず、心での充実を指導する。
	3 健康管理用		③ 鏝鏡り合いへの適切な対応(お互いが速やかな解消)を指導する。
	(1) 体温計を準備(非接触型タイプが好ましい。)		④ 当初は、肺や心臓に大きな負担をかけない稽古メニューで実施し、徐々に身体を慣らす指導を行う。
	稽古参加者には、稽古参加前に自宅で体温測定をさせ、参加者名簿等に記録化しておくこと。 注)稽古場に入る前に施設出入口で申告と検温を実施		⑤ 適宜、体調の異常の確認と1の(1)～(3)の励行に努める。
	(2) 熱中症への備え		(2) 看護者
	① 水分補給及び塩分補給できるものを準備又は持参させる。		① 指導者と別に看視者を付け、参加者の体調不良者の発見に努め、個々の稽古の中断・中止を指示、指導するとともに、状況に応じ全体の稽古の中止、中断を指導者に助言する。
② アイスノン等の身体を冷やすものを準備又は持参させる。	② 緊急時には、指導者に代わって中止・中断を行う。		
③ 送風機等を備え付けること。(夏季)	(3) 参加者		
4 平常時の留意事項	感染予防の基本を遵守し、自己の体調管理を徹底し、体調の異常や不安を感じたら、直ちに稽古を中止し、指導者及び看視者に申し出る。		
(1) 体調異常の確認～検温、味覚症状、喉や鼻の違和感、頭痛等			
(2) 多数の者が参加する場所への立ち入りを自粛する。			
(1) はじめの整列と同様、前後、左右の間隔を十分にとること。			
(2) 面を外す際の順序・注意事項			
① 面金を除菌用タオル、アルコールティッシュ等で除菌			
② 面を外した際は、面手ぬぐい・稽古用マスクを持参したビニール袋に入れる。			
③ 稽古終了後、順次洗面所での手洗い、洗面、うがいを行った後、マスクを着用する。			
④ マスクを着用後に終わりの挨拶、片付けを行う。			
⑤ 整列の位置に戻って、剣道具、竹刀の除菌を行い、剣道衣と袴の除菌を行う。 注)個人専用の汗拭きタオルの準備(タオルの使い回し禁止)			
(3) 早期退出と帰宅			

別添 2

## 参加者チェック表（剣道・居合道・杖道共通）

※行事参加当日受付で提出ください。

氏名	年齢	住所	電話番号	当日体温

(下記は該当に○を記載)

《参加見合わせ、チェック項目》		あり	なし
1	体調不良 (例：発熱・味覚障害・咳・咽頭の違和感や痛み・頭痛などの症状)		
2	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方		
3	新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触		
4	過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該居住者との濃厚接触		

※上記「あり」に○のある方は、参加の見合わせをお願いします。

下記は、確認後✓してください。

《携行品、チェック項目》		確認
1	マスクの携行(剣道は、面マスク・普通マスクの2種類)	
2	除菌液を持参	
3	個人専用タオル・手拭いの持参	
4	水分補給及び塩分補給できるものを持参	
5	ビニール袋(使用済み手拭い・マスクの収納用)	

《遵守事項、チェック項目》		確認
1	手指の洗い、うがい(到着時・終了時)	
2	前後・左右に十分な間隔(1m～2mの間隔、密の防止)	
3	不必要な会話、大声での会話の禁止	
4	施設内で唾や痰を吐くことを極力回避	
5	用具の点検と除菌の励行	
6	マスクの着用(剣道の面を着装しない場合は不織布マスク可)	
7	参加者・運営関係者以外は立ち入り禁止	

《報告事項》		確認
○	参加後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の報告	

※主催の責任者(事務局を含む。)へ速報

※各地区剣連及び地区の団体主催の行事で感染報告を受けた場合は、県剣連(083-932-5072)へ速報